（特定信用事業電子決済等代行業者の届出等）

第五十条の三十一の四十七　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあっては、銀行等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第百十条第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行っているときに限る。

一　（略）

二　法第百十一条第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三・四　（略）

2　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3　法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出（特定信用事業電子決済等代行業を開始した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。

（特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第五十条の三十一の四十八　法（第七章の二に限る。）又はこの命令の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（特定信用事業電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、法第百十七条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの命令の規定により農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する申請書若しくは届出書に添付する書類（次項において「添付書類」という。）に代えてこれに準ずるものを農林水産大臣及び金融庁長官等に提出することができる。

3　（略）

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第五十条の三十二　法第百十八条第一項第四号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第五十条の三十二の二　法第百十八条第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準

（特定信用事業電子決済等代行業者の届出等）

第五十条の三十一の四十七　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第四号に掲げる場合にあっては、銀行等でない特定信用事業電子決済等代行業者が法第百二十一条の五の二第二項第一号に掲げる行為（第五十条の三十一の十八に規定する行為を除く。）を行っているときに限る。

一　（略）

二　法第百二十一条の五の三第一項に規定する契約の内容を変更した場合

三・四　（略）

2　特定信用事業電子決済等代行業者は、法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官等に提出しなければならない。

3　法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十三条第五項の規定による届出（特定信用事業電子決済等代行業を開始した場合及び第一項第三号に規定する契約を締結した場合の届出を除く。）は、半期ごとに一括して行うことができる。

（特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人等に係る特例）

第五十条の三十一の四十八　法（第七章の三に限る。）又はこの命令の規定により特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人（特定信用事業電子決済等代行業を営もうとする外国法人又は外国に住所を有する個人を含む。以下この条において同じ。）その他の者が農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、英語で記載することができる。

2　特定信用事業電子決済等代行業を営む外国法人又は外国に住所を有する個人は、法第百二十一条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第二項に規定する書類又はこの命令の規定により農林水産大臣及び金融庁長官等に提出する申請書若しくは届出書に添付する書類（次項において「添付書類」という。）に代えてこれに準ずるものを農林水産大臣及び金融庁長官等に提出することができる。

3　（略）

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第五十条の三十二　法第百二十一条の六第一項第四号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（割合の算定）

第五十条の三十二の二　法第百二十一条の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五